

日本共産党和歌山県北部地区委員会

日本共産党和歌山市議員団

2021年度予算編成にあたっての要望書

回 答 書

和歌山市

目 次

重点項目	1
各部局要求項目	
市長公室	11
總務局	12
財政局	15
健康局	16
福祉局	21
市民環境局	24
産業交流局	27
都市建設局	29
企業局	31
消防局	32
危機管理局	33
教育委員会	38
選挙管理委員会	42

重点項目

1. 時間外勤務や健康破壊の改善、災害時対応など、市民の要求に応えられ、緊急時にも十分に自治体としての力が発揮できるように、必要な人員・体制を常勤職員として増員・配置されたい。新型コロナ対策で、あまりにも人的パワー、市職員が不足しているということを痛感させられました。平時でもギリギリの職員人数では、市民の安全・安心・暮らしを守り切ることは非常に難しいし、職員の負担もはかり知れないものとなっていることを改善していただきたい。

総務局 総務部 人事課

新型コロナウイルス感染症対策については、疫学調査、PCR検査、対策本部の運営などの緊急・臨時的な業務が発生したことから、必要な保健師や事務職員を配置換え等により増員し、対応してきました。

今後も新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえて、必要な人員の確保を図るなど、応援体制の構築に努めていきます。

2. 新型コロナウイルスのような感染症と自然災害の複合災害への実効ある災害計画、避難計画を早急に作成し、そのための人員・体制確保を行っていただきたい。災害時避難所開設運営等に、災害時のみ参集・派遣される1避難所3名の職員では、あまりにも少なすぎます。避難所開設・運営等を確実にを行うために、災害時のみ参集・派遣された市職員だけではなく、その地域を良く知っていて、すぐに行動がとれるように、災害時避難所運営専門職員を1避難所に複数名、避難所（現時点で103か所）近辺で任用・常備配置していただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

コロナ禍における避難所運営については、国の通知等を踏まえ、感染拡大防止を考慮して運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営を担当する職員を対象に研修や訓練を行い、実効性を高めているところです。

また、避難所運営を担当する3人の職員はできる限り各避難所の地区に居住している職員を任命し迅速に対応できる体制を取っていますが、災害の状況に応じて被害状況調査員等も増員し対応してまいります。

なお、災害時避難所運営専門職員の配置は、困難であることから自主防災組織等と協力し避難所運営を実施できるよう、取り組んでまいります。

3. 新型コロナウイルス感染症の治療や検査にあたる市内の協力医療機関に対して協力金を拠出していただきたい。また、コロナ禍による大規模受診抑制の影響で減収状態に陥っている医療機関、衛生材料等消耗品の確保で経営が圧迫されている医療機関に対して、市として財政的支援を行っていただきたい。

健康局 健康推進部 総務企画課

市内医療機関に対し、「持続化給付金制度」及び「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の利用を促しています。

衛生材料につきましては、診療継続のためマスク、ガウン、消毒液等を配布しています。また、国におきましても、医療体制を確保できるように医療機関等情報支援システム（G-MIS）を用い、必要時にマスク等の物資を供給できる体制を整えています。

4. 新型コロナの影響により、運営が非常に厳しくなっている介護施設やNPO法人等に対して、市として財政的支援を行っていただきたい。

健康局 保険医療部 介護保険課

新型コロナの影響により運営が厳しくなっている介護保険施設を対象とした市独自で財政的支援を行うことは、現在のところ考えていません。しかし、国の施策として、感染拡大の影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える持続化給付金制度があります。また、独立行政法人医療福祉機構で行われている前年同期等と比較して減収もしくは利用者が減少した場合や、自治体からの休業要請などで経営に影響を受けた場合に、資金の融資が行われておりますので、必要に応じてこれらの給付や優遇融資を活用してください。

市民環境局 市民部 自治振興課

直接の資金的支援は難しいと考えられますが、「地域フロンティアセンター」では、登録した団体はミーティングルーム、フリースペース及び備品を無料で利用することができ、活動を継続するための拠点とすることができます。

また、ボランティアに関する相談や支援を引き続き実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る国等の支援策についても情報提供に努めてまいります。

5. IR（カジノ）による税収増と成長という幻想と決別し、和歌山市民のいのちと暮らしをまもることに力を注ぐためにも、市長としてIR（カジノ）誘致をきっぱりと反対していただきたい。また、市民の声を十分に聞くために、住民投票や住民意識調査を必ず行っていただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大により、世界最大のカジノ運営企業である米国のラスベガス・サンズが日本進出を断念すると発表するなど、世界のカジノ企業は壊滅状態に陥り、アメリカやフランスでもカジノ企業の倒産が相次いでいます。また、ランド（地上型）カジノからオンラインカジノへの構造転換もすすんでいて、IR（カジノ）を作って儲けるなど時代錯誤も甚だしいものとなっています。3密をさける新しい生活様式を推進することとも大きく乖離するものです。このような中で日本進出を目指すカジノ企業は、コロナを乗り切るために経営体力を消耗し、過剰債務を抱え込み、その返済のために目先の利益を求めてくる企業です。インバウンドに頼る経済があまりにもぜい弱であることが明らかになり、カジノ売り上げの

70%は外国人からなどということは絵空事となり、ますます地元住民の財布と心を狙うことになり、ギャンブル依存症者もより多く増えることが懸念されます。衰退の一途をたどる海外のカジノ企業に地域社会の運命を委ねるようなことはあってはなりません。また、IRのMICE施設への誘客のためのインフラ整備や国際会議、イベント企画など莫大なお金が必要になると思いますが、Web会議や入場制限等で、それ以上の収入や税収が見込める補償など一切ない世界情勢になっています。人の不幸の上に成り立つギャンブル。そのギャンブルに依存しようとする自治体に住民の命と暮らしは守れません。今こそ、市民と一緒に地道に地元経済を立て直すことが重要です。

市長公室 政策調整部 政策調整課

IRができることで国内外から観光やビジネス等による来訪者が飛躍的に増加し、大きな経済波及効果や雇用が創出されます。このような大きな可能性を持ったIRは、本市の今後の発展のために必要であり、新型コロナで落ち込んだ経済の復興を早める施策の一つになると考えています。

また県は令和3年1月15日に県の公募に応じている2者から提案審査書類の提出があったことを公表しました。提案内容については選定期間中であるため公表されていませんが、コロナ禍の現状や収束後を見据え、採算面も含めて計画され、提出されたものと考えています。

今後、区域認定の申請のため、県から同意を求められた際には、本市にもたらされる経済波及効果、雇用効果、納付金の使途やギャンブル依存症対策、感染症対策などのメリット・デメリットを明らかにし、市として判断した後に、市民の代表である市議会においてご審議いただきたいと考えています。また、市民の中にはカジノについて不安に思っている方もいらっしゃると思いますので、市民の皆様にご理解いただくための周知方法や意見聴取の方法について県と協議し、取り組んでまいります。

6. 自衛官の募集に関して、事前の本人同意無しに公証力のある個人情報（住民基本台帳）の提供を行わないでいただきたい。本人の同意を得て公証力のある個人情報（住民基本台帳）を提供する場合であっても、就職ルールの遵守を自衛隊に徹底していただきたい。

自衛隊法及び同法施行令は「資料の提出を求めることができる」としているだけで、自治体に名簿提出の要請に応じる義務はありません。また、住民基本台帳法の第11条の「閲覧」には「提供」は含まれていません。住民基本台帳法の第37条1項の「提供」は、住民基本台帳に記録されている事項を統計等に利用する場合の規定であり、公証力のある個々具体的な個人の特定可能な資料の閲覧を認めた第11条と同様のものではありません。住民基本台帳法には、個人情報保護法第23条の『法令に基づく場合』のような例外規定がありませんので、本人の同意無しに第三者に公証力のある個人情報（住民基本台帳）を提供したり、宛名シールを作成・提供したりする行為は、住民基本台帳法に違反するものであり、市として違法行為を

行わないでいただきたい。また、新卒の生徒にとっては、自衛隊は就職の対象であり、他の企業等と同様に、学校を通して募集するのがルールです。文科省・厚労省の『令和3年(2021年)3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について(通知)』では、「応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと」としています。募集時期も含め就職ルールを守ることは自衛隊も同じです。新卒生の公証力のある個人情報(住民基本台帳)を本人同意無しに自衛隊にのみ提供することは、法定受託事務の拡大解釈によって、就職ルール違反に荷担することになりますので、改めていただきたい。

市民環境局 市民部 市民生活課

和歌山市個人情報保護条例第8条第1項第2号の「法令又は条例に定めがあるとき」に自衛隊法施行令第120条は該当するので問題はないと考えております。また、住民基本台帳法については、市町村長は、自衛隊法第97条により「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて自衛隊法施行令に募集事務の一部(広報宣伝(施行令第119条)及び報告または資料の提出(施行令第120条))は、地方自治法施行令第1号の法定受託事務に当たるため拡大解釈ではございません。

和歌山市個人情報保護条例第8条第1項では、個人情報の提供を制限していますが、第2号では、法令に定めがあるときには提供することができる旨を規定しています。法令(自衛隊法施行令第120条)に基づき提供しようとするものであり、条例に基づく適正な情報提供です。なお、提供にあたり、本人の同意は必要とされていません。

7. 非核平和都市宣言を行った市の市長として、ぜひとも「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名(ヒバクシャ国際署名)」に署名されたい。核兵器禁止条約が来年(2021年)1月22日に発効されることが確定しました。恒久平和の実現のため世界が大きく動き出しています。唯一の被爆国として、人類史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約を批准するよう、強く国に求めていただきたい。

市民環境局 市民部 市民生活課

2020年10月24日核兵器禁止条約の批准書・受託書を国連に寄託した国・地域が条約発効に必要な50か国に達し、条約が2021年1月22日に発効されることなど、国際状況に進展がみられたことから、核兵器廃絶への願いを伝えられる方法として、11月にヒバクシャ国際署名に署名しました。

8. インフルエンザワクチン予防接種の助成について、65歳以上と中学生以下は無償にしていきたい。

健康局 健康推進部 保健対策課

高齢者等の定期接種対象者は、自己負担額 1,500 円を除く接種費用、生活保護受給者等の方は接種費用の全額を助成しておりますが、今後、自己負担額減額の方向で考えてまいります。中学生以下は、任意接種であり、国の財源措置や健康救済制度の対象となっておりません。このような状況から無償は厳しい状況です。

9. 国民健康保険について

- ①国民健康保険事業の安定した運営のためにも、高すぎる保険料を引き下げてください。
- ②18 歳未満の均等割については、市の負担で軽減策を講じていただきたい。
- ③命綱である保険証を取り上げる資格証明書や短期保険証の発行は、やめていただきたい。
- ④一部負担金の減免制度の適用要件を緩和し、特別な事情がある被保険者には減額・免除をおこなっていただきたい。

健康局 保険医療部 国保年金課

①令和 2 年度に医療分所得割額の 0.2%引き下げを行いました。被保険者数の減少や高齢化、さらに医療の高度化などに加え、新型コロナウイルス感染拡大による影響も懸念されることから、国民健康保険財政を取り巻く環境の厳しいものであるため、今後も、引き続き医療費の適正化に努め、被保険者の皆様への負担増を抑えるよう取り組んでまいります。

②市独自で軽減策を講じることは、その財源を保険料の引き上げに頼ることとなるため、困難であります。子どもの均等割については、国の責任において保険料軽減の支援制度が行われるよう全国市長会等を通じて国に要望を行っており、今後も引き続き行ってまいります。

③国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険料の滞納世帯には、特別の有効期限を定めた短期被保険証が交付されます。また短期証世帯のうち、特別な事情もなく納期限から 1 年が経過するまでに保険料を納付しない世帯には、被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書を交付するとされています。このような規定は、滞納なく納付していただいている大多数の世帯との負担の公平や、健全な財政運営確保の観点から定められたものであり、本市としましては国民健康保険という社会保障制度の持続可能性の確保を図るため、やむを得ない、必要な措置だと考えています。

④「和歌山市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱」を定め、適用要件は免除の取扱いに関し、必要な事項を国基準に該当するように定めています。適用要件の緩和については、国基準に該当する世帯及び独自で外来の高額療養費の支給を受けられることができる世帯に対しても実施できるように範囲を広げておりますので、窓口にご相談ください。

10. 介護保険について

- ①第8期介護保険事業計画策定にあたり高すぎる保険基準額の引き下げに努めていただきたい。
- ②要介護1～5を総合事業に移行させないでいただきたい。
- ③介護タクシーへの介護補助者同乗の基準を緩和し、利用者の意向を重視していただきたい。
- ④「同居家族がいる」というだけで、生活援助が受けられないという事例が続いています。正しいケアマネジメントを指導していただきたい。

健康局 保険医療部 介護保険課

①第8期における介護保険料については、現在、和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会での審議内容や、今後のサービス見込み量等を踏まえ、本市の介護保険事業に必要な額を算定しているところです。その上で、介護給付費準備基金を取り崩すなどし、保険料基準額が大幅に上昇しないよう努めてまいります。

②今般の見直しの趣旨は、要支援者及び事業対象者が要介護認定を受けた場合でも、本人の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能にする観点から、住民主体のサービスについては継続して利用できるようにし、選択肢の幅を広げるものです。要介護認定者の介護保険の給付については、これまでと変更はありません。

③介護保険制度における通院等乗降介助（いわゆる介護タクシー）は、移送を目的としたものではなく、訪問介護員が運転する車両への乗降等の介助を必要とする要介護者に対して行う「訪問介護サービス」であり、家族等（介護補助者）の同乗を想定したものではありません。なお、本市では、「要介護者の状態から病院内で診察時の対応の必要があり、家族の同行なしでは、通院の目的が果たせないこと」として、「通院等乗降介助における訪問介護員等の運転する車両への家族の同乗に関する基準」に基づき、ケアマネジャーがケアプランに位置付けることで家族の同乗を認めています。

④令和2年7月に「ケアマネジメント支援マニュアル」を改訂し、同居家族がいる場合の生活援助に係るケアマネジメントについて、間違っって認識されないような記述に改めました。また、地域包括支援課では、地域包括支援センター長会議で説明し、各圏域の介護支援専門員ネットワーク会議において周知いただくように伝えていきます。

11. 旧同和对策事業について、市長の言われた「悪しき慣習」を断ち切るために、事業そのものを廃止していただきたい。

①全市民への総合的な人権施策を推進するために旧同和对策事業を中心に業務を行っている人権同和施策課は廃止し、公平・公正な人権施策を行われたい。

市民環境局 市民部 人権同和施策課

総務局 企画部 行政経営課

現在においてもインターネット上では差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。平成 28 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の中では、現在もなお部落差別が存在すること、相談体制の充実や教育及び啓発の必要性について明記されています。こうしたことから同和問題をはじめあらゆる人権問題の解消に向け、啓発事業など必要な事業に取り組んでいかなければならないと認識しているため、人権同和施策課の廃止は考えていません。

②地域子ども会活動支援交付金について、市の要綱は「年間 50 日以上活動を行う」「指導員として 2 人以上を置く」「学習活動など 4 つの活動を行う」などの要件を満たすための条件に格差があることを改善しないまま作られたものであるため、交付要綱を見直されたい。

教育委員会 教育学習部 青少年課

和歌山市地域子ども会活動支援交付金交付要綱は、和歌山県青少年育成事業補助金交付要綱を基に作られたものであり、運用にあたり、和歌山県とは随時、協議してまいります。

③文化会館（隣保館）、児童館、地区集会所、福祉館は各条例の目的通り、全市民が利用できるよう申し込みや使用料などについて、広報やホームページに公表し、公共施設案内・予約システムに組み込み、インターネットで申し込みができるようにされたい。

教育委員会 教育学習部 生涯学習課

地区集会所の運用等は各集会所の運営委員会に依頼しておりますので、利用の際は、運営委員会と相談していただいた上で、市民の生涯学習活動・社会教育の場として活用していただければと考えています。なお、現在のところ、公共施設案内・予約システムに組み込み、インターネットで申し込みができるようにすることは難しいと考えています。

文化会館（隣保館）は、社会福祉法に基づく社会福祉施設であり、国の隣保館設置運営要綱では、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行うものとしてされています。また、和歌山市隣保館条例第4条（隣保館の使用等）においては、「隣保館は、館務に支障のない限り隣保館とその目的を同じくする団体に、建物、設備その他の物件を使用させる。」と規程されており、団体又は使用目的を把握する必要があるためインターネットを用いた受付は難しいと考えます。

福祉局 こども未来部 子育て支援課

児童館につきましては、8館設置しており、児童・生徒の健全育成の場として活用されています。使用については、和歌山市児童館条例及び施行規則において定めており、児童館の管理運営上支障のない限りにおいて、児童及び児童の健全育成を行う団体等に対してのみ使用を認めています。したがって、公共施設案内・予約システム等のインターネットを用いた不特定多数の使用申し込みについては、そぐわないと考えています。

福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

福祉館につきましては、6館設置しており、地域福祉の活動拠点として、多目的に利用できる施設となっています。各施設は地域の方々は、もとより、周辺地域の方々にも利用されています。

利用につきましては、和歌山市福祉館条例規則において、利用方法について定めており、市のホームページにおいて閲覧できるようになっています。ただ、現状、福祉館においては、地域の方々はもとより周辺地域の方々、特に地域の高齢者の方々が、地域の集いや憩いの場として使用していることが多く、特定の目的で使用する方（団体）が申し込まれた際には、調整する必要があることから、面談での確認が望ましいため、インターネットを用いた不特定多数に対しての申し込みはそぐわないと考えています。

④詐欺容疑で逮捕された自治会長の事件、平井、鳴神地区で発覚した公金の不正使用について、金額の返還で事を済ませるのではなく、抜本的改善のため第三者機関を設置し全容解明されたい。

総務局 総務部 人事課

本市職員の法令遵守等を推進するため、外部識者を委員とする附属機関の設置について検討しています。

⑤地域住民の居住の安定確保のみならず、全市民の居住の安定確保のために、空き家（約300軒）は、改良住宅条例に則り、公平・公正に全市民に公募していただきたい。

都市建設局 建築住宅部 住宅第2課

住宅第2課が所管する住宅は、歴史的・社会的背景によって生活環境の安定向上が阻害されてきた地域に対する社会施策を必要としている住宅です。今後とも生活環境の安定と向上を図るため、その実態と施策の必要性を的確に把握し、選考入居を適切に行う必要があると考えています。

しかしながら、今後の住宅行政については経済的・社会的な実態の変化に即して見直していかなければならないことも認識しており、必要に応じて検討してまいります。

12. 地域住民が自然災害への不安等から反対し、自然環境や景観を大きく破壊するおそれのあるメガソーラー（巨大太陽光発電）計画については、事業者が断念するまであらゆる方策を講じられたい。また、日本遺産に認定された「葛城修験道」を含め、和泉山脈は和歌山市にとって貴重な里山であり景観の骨格をなすと位置づけられていることから、規制区域としていただきたい。

市民環境局 環境部 環境政策課

大規模な太陽光発電設備については、「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、生活環境の保全、景観その他の自然環境の保全の面から慎重に審査していきます。

産業交流局 農林水産部 農林水産課

林地開発につきましては、地域の方々の意見を十分尊重するとともに、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から、慎重に判断し、県へ意見を述べてまいります。

都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

平成23年9月に策定した和歌山市景観計画の中で和泉山脈を含む丘陵・里山景観として、「市北部の和泉山脈と南東部の緩やかな丘陵に抱かれた地形は市街地の背景となる景観を形成し、市中心部を東西に流れる紀の川とともに本市の景観の骨格を形成する重要な要素」と位置付けております。また、平成28年9月に「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」を策定し、和泉山脈を含めた丘陵・里山の自然を保全するため、届出制度を運用することで適切に対応しております。また、太陽光発電設備等の設置については、「葛城修験の道」など地域の良好な歴史的景観資源への近接を避けるなど、「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」に基づき、適切に対応してまいります。なお、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等を参考にし、本市の実情をふまえつつ、今後、本市の「太

陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」への反映を検討してまいります。

13. 中学校給食の全員給食について、デリバリー方式でなく、自校方式・親子方式で進められたい。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

中学校給食の全員給食について、自校方式・親子方式についても選択肢の一つとして検討します。

各部局要求項目

市長公室

1. IR（カジノ）による税収増と成長という幻想と決別し、誘致についての県からの問い合わせには同意しないようにされたい。また、市民の声を十分に聞くために、住民投票や住民意識調査を必ず行っていただきたい。IR（カジノ）は、和歌山市と市民の心と生活を壊す賭博です。信ぴょう性のない経済波及効果を優先させ、今以上にギャンブル依存症を増やすことは、あってはならないことです。依存症対策という「マッチポンプ」政策では、ギャンブル依存症を無くすことはできません。地域で循環するはずであったお金の多くがカジノ業者の利益として流れます。新型コロナウイルス感染拡大により、世界のカジノ企業は壊滅状態に陥り、アメリカやフランスでもカジノ企業の倒産が相次いでいて、IR（カジノ）を作って儲けるなど時代錯誤も甚だしいものとなっています。3密をさける新しい生活様式を推進することとも大きく乖離するものです。インバウンドに頼る経済は、あまりにもぜい弱であることが明らかになり、カジノ売り上げの70%は外国人からなどということは絵空事となり、ますます地元住民の財布と心を狙うこととなります。人の不幸の上に成り立つギャンブル。そのギャンブルに依存しようとする自治体に市民の命と暮らしは守れません。また、IRのMICE施設への誘客のためのインフラ整備や国際会議、イベント企画など莫大なお金が必要になると思いますが、Web会議や入場制限等で、それ以上の収入や税収が見込める補償など一切ない世界情勢になっています。今こそ、市民と一緒に地道に地元経済を立て直すことが重要です。

市長公室 政策調整部 政策調整課

IRができることで国内外から観光やビジネス等による来訪者が飛躍的に増加し、大きな経済波及効果や雇用が創出されます。このような大きな可能性を持ったIRは、本市の今後の発展のために必要であり、新型コロナで落ち込んだ経済の復興を早める施策の一つになると考えています。

また県は令和3年1月15日に県の公募に応じている2者から提案審査書類の提出があったことを公表しました。提案内容については選定期間中であるため公表されていませんが、コロナ禍の現状や収束後を見据え、採算面も含めて計画され、提出されたものと考えています。

今後、区域認定の申請のため、県から同意を求められた際には、本市にもたらされる経済波及効果、雇用効果、納付金の用途やギャンブル依存症対策、感染症対策などのメリット・デメリットを明らかにし、市として判断した後に、市民の代表である市議会においてご審議いただきたいと考えています。また、市民の中にはカジノについて不安に思っている方もいらっしゃると思いますので、市民の皆様にご理解いただくための周知方法や意見聴取の方法について県と協議し、取り組んでまいります。

総務局

1. 緊急時や災害時にも十分に自治体としての力が発揮できるように、必要な人員・体制を常勤職員として増員・配置されたい。さらに災害時避難所開設運営等に1避難所3名の職員では、あまりにも少なすぎます。避難所開設・運営を確実にを行うための人員・体制の確保をしていただきたい。

総務局 総務部 人事課

緊急時等における職員の体制については、全庁的な応援や人事異動を機動的に行い、業務量の平準化を図ることで対応しています。

今後も、緊急時等における各課の業務の状況を踏まえて、適時適切な人員配置に努めてまいります。

2. 新型コロナ対策を含め、受付業務など感染リスクの高い最前線で働いている会計年度任用職員について、民間労働者同様の無期雇用転換への仕組みなどを含め、同一労働同一賃金の立場に立ち、使用者責任として、任期の定めのない常勤職員同様に、働き続けられる制度への改善に取り組んでいただきたい。

総務局 総務部 人事課

会計年度任用職員制度は、各地方公共団体で非常勤職員に関する扱いが区々であったものを、地方公務員法及び地方自治法の改正により、統一的な取扱いを定め、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保するため創設された制度です。

導入にあたっては、総務省策定の「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル」をもとに制度設計しており、任用にあたっては、客観的な能力の実証を行うこととされており、選考試験等に基づき再度任用されるものです。

3. 窓口での相談内容等が複数課にまたがるような場合、各担当職員が一つの課に集まったり、対応が終わった課の職員が次に該当する課に案内したりするといった対応を行っていますとの回答を昨年度いただいておりますが、まだまだ対応が不十分な状況です。相談者や申請者が迷ったり負担にならないよう、早急に改善していただきたい。

総務局 総務部 人事課

企画部 行政経営課

窓口での相談内容等が複数課にまたがるような場合、各担当職員が一つの課に集まったり、対応が終わった課の職員が次に該当する課に案内するといった対応を行っています。職員の対応力向上を図るための窓口対応研修等の実施や、案内表示の改善なども行うことで、より市民の方の負担を軽減できるよう努めてまいります。

4. SDGs で掲げられるジェンダーの立ち遅れの一つである、女性職員の管理職職員（課長級以上）への登用については、男女比率50%を目指し、当面、現在の職員の男女比率に見合った30%を早急に実現すること。また、安易な国からの人員受け入れをやめ、管理職職員には市職員を配置されたい。

総務局 総務部 人事課

令和2年4月1日現在、全職員に対する女性職員の占める割合は、28.8%となっています。また、同時点の女性職員の登用状況は、昇任を希望しない女性職員が多く、管理職（課長級以上）の職員数は14人、比率にして7.7%（前年度7.4%）、班長級以上では221人、比率にして19.4%（前年度19.6%）となっています。

平成29年度～平成33年度（令和3年度）の和歌山市行財政改革実施計画では、平成33年度（令和3年度）までに管理職職員（課長級以上）に占める女性職員の割合を15%とする目標を掲げ、今後も、引き続き管理職への登用に努めていきます。

また、管理職の配置については、職務内容に応じて、職員の能力や特性を生かし、適材適所の配置に努めます。

5. 和歌山バスの路線廃止や本数削減を食い止め、低床バスを増便させるため、市としての必要な補助の検討結果を明らかにしていただきたい。

総務局 企画部 交通政策課

バス路線維持のための対策として、和歌山バスの赤字路線である坂田線に対し補助をしております。低床バスの増便につきましては、今後も導入を促進していけるよう事業者と協議してまいります。

6. 高齢化に伴う免許の返納、和歌山バスの路線廃止・本数削減などに対応できるようタクシー料金補助による高齢者市民の移動を保障するための施策をとられたい。

総務局 企画部 交通政策課

タクシー料金の補助については、障がい者の方々に助成金を交付していますが、対象を拡充することで多額の費用が必要となることが想定されます。本市としましては、高齢者の方々の移動を保障するためにも、公共交通不便地域の対策に重点を置きながら、地域の特性を分析し、新たに移動手段が必要な地域について、地域バスやデマンド型乗合タクシーの制度を活用し、利便性の高い移動手段の導入を検討してまいります。

7. 駅のバリアフリー化について、バリアフリー法や障害者差別解消推進条例、立地適正化計画に基づき、JR 宮前駅、和歌山電鐵和歌山駅、南海紀ノ川駅が、障害者や高齢者の利用しやすい駅になるようしていただきたい。

総務局 企画部 交通政策課

駅のバリアフリー化整備については、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、原則2020年度末までにバリアフリー化が義務付けられている、1日の乗降客数が3,000人以上のJR 宮前駅、和歌山電鐵和歌山駅がバリアフリー化されておらず、まずはその鉄道駅のバリアフリー化を推進していく方針です。また、南海紀ノ川駅につきましては、国が示す基準である1日の乗降客数に満たない3,000人未満ではありますが、強い住民要望があり、南海本線と加太線の乗換駅であること、また、地域の拠点となる鉄道駅であることから、本市としてもバリアフリー化を含めた駅前整備等の一体的な利便性向上策を検討してまいります。

8. 国からの通知があるからとのことで、個人情報漏えいの恐れやカードの自己管理の問題など、制度そのものの課題が解決されていないマイナンバーを市民に強制しないでいただきたい。また、新型コロナウイルス対策での「特別定額給付金」等の手続きでも明らかなように、マイナンバーカード利用で余計に混乱を生み職員の負担が増えました。「マイナンバーカードは簡易」というような幻想をふりまくようなことや、マイナンバーの強要を改めるように、国に対して意見を挙げていただきたい。

総務局 総務部 市政情報課

マイナンバーの取扱いについては、国のガイドラインに基づく安全管理措置を徹底しており、ご懸念のような事態が発生しないようこれからも取り組んで参ります。なお、マイナンバーの記載や提示がないことを理由に不利益な扱いをすることがないよう国から通知が出されているところであり、本市におきましても、マイナンバーの記載がない場合であっても適切に事務を行うよう、マイナンバーを取扱う全ての窓口職員に対し、周知徹底しております。

財政局

1. 新型コロナ対策で痛感させられたのは、平時でもギリギリの市職員の人数では、市民の安全・安心・暮らしを守り切るとは非常に難しいし、職員の負担もはかり知れないものだという事です。緊急時にも十分に自治体としての力が発揮できるように、民間委託導入や人員削減等での人件費抑制を行わないようにされたい。

財政局 財政部 財政課

新型コロナウイルスなど、突発的な事務への対応により職員の負担が増していることは理解しています。健全な財政運営を維持し、適正で効率的な事務執行と柔軟で効果的な市民サービスを提供するため、様々な事務事業の見直しを行っています。その上で、適正な人員や直営と民間委託の長短を見極め、適正に執行してまいります。

2. 市税滞納の生活困窮者への対策として、延滞金の減額・免除制度を作ってください。減免制度を行っている他市についての調査・研究結果を明らかにしていただきたい。

財政局 税務部 納税課

延滞金の減免制度については、中核市57市、大阪府下の人口10万人以上の13市、和歌山県下の8市に対して照会を行いました。減免を適用している自治体でも、すでに地方税法に規定されている災害・疾病・事業の休止等が理由として挙げられており、また、著しい生活困窮を理由として定めている自治体もありましたが、さらに具体的に調査する必要があります。今後も引き続き税の公平性及び地方税法を遵守し研究してまいります。

3. 「地方税回収機構から脱退していただきたい」という昨年の要望への回答で、「徴収困難案件があり、より広域的かつ綿密な財産・生活状況調査が可能な地方税回収機構への参画は必要と考えている」と、回答されていますが、どうして市業務としてでは、「より広域的かつ綿密な財産・生活状況調査が可能でない」のか明らかにしていただきたい。

財政局 税務部 納税課

本市においても財産・生活状況の調査を行っていますが、大量・反復的に発生する滞納案件を限られた徴税吏員で効率的に徴収を行うため、広域的かつ綿密な調査が必要となる徴収困難案件については、地方税回収機構に移管し、短期的な解決を図っています。

健康局

1. 新型コロナウイルス感染症の治療や検査にあたる市内の協力医療機関に対して協力を金を出していただきたい。また、コロナ禍による大規模受診抑制の影響で減収状態に陥っている医療機関、衛生材料等消耗品の確保で経営が圧迫されている医療機関に対して、市として財政的支援を行っていただきたい。

健康局 健康推進部 総務企画課

市内医療機関に対し、「持続化給付金制度」及び「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」の利用を促しています。

衛生材料につきましては、診療継続のためマスク、ガウン、消毒液等を配布しています。また、国におきましても、医療体制を確保できるように医療機関等情報支援システム（G-MIS）を用い、必要時にマスク等の物資を供給できる体制を整えています。

2. 新型コロナの影響により、運営が非常に厳しくなっている介護施設等に対して、市として財政的支援を行っていただきたい。

健康局 保険医療部 介護保険課

新型コロナの影響により運営が厳しくなっている介護保険施設を対象とした市独自で財政的支援を行うことは、現在のところ考えていません。しかし、国の施策として、感染拡大の影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える持続化給付金制度があります。また、独立行政法人医療福祉機構で行われている前年同期等と比較して減収もしくは利用者が減少した場合や、自治体からの休業要請などで経営に影響を受けた場合に、資金の融資が行われておりますので、必要に応じてこれらの給付や優遇融資を活用してください。

3. インフルエンザワクチン予防接種の助成について、65歳以上と中学生以下は無償にしていきたい。

健康局 健康推進部 保健対策課

高齢者等の定期接種対象者は、自己負担額1,500円を除く接種費用、生活保護受給者等の方は接種費用の全額を助成しておりますが、今後、自己負担額減額の方で考えてまいります。中学生以下は、任意接種であり、国の財源措置や健康救済制度の対象になっていません。このような状況から無償は厳しい状況です。

4. 新型コロナ対策でも明らかになったように、病床の再編・削減、感染症病床の削減は医療崩壊をまねきます。平時だけでなく、緊急時にも十分に医療が提供できる体制を構築するために、地域医療構想における病院の再編統合を行わないように、国に強く申し入れていただきたい。

健康局 健康推進部 総務企画課

和歌山県の地域医療構想は、各構想地区において各医療機関の機能分化と連携を図り、高度急性期、急性期、回復期、慢性期から在宅医療に至るまで、将来の医療需要を踏まえ、患者の病状にあった質の高い医療提供体制を構築しようとするものです。

平成28年度から圏域内で全医療機関が参加し、協議に入っており、医療需要の状況を把握しながら病床数の適正化に取り組んでまいります。和歌山市としましては、今後も地域医療を崩壊させない病床数の適正化について、和歌山県と協議を重ねてまいります。

また、新興・再興感染症が発生した際に、行政・医療機関が連携の上、円滑・適切に対応できるよう、新興・再興感染症対応に係る医療提供体制の構築を図るための協議も和歌山県と重ねていきます。

5. 国民健康保険について

- ①国民健康保険事業の安定した運営のためにも、高すぎる保険料を引き下げてください。
- ②18歳未満の均等割については、市の負担で軽減策を講じていただきたい。
- ③命綱である保険証を取り上げる資格証明書や短期保険証の発行は、やめていただきたい。
- ④一部負担金の減免制度の適用要件を緩和し、特別な事情がある被保険者には減額・免除をおこなっていただきたい。

健康局 保険医療部 国保年金課

①令和2年度に医療分所得割額の0.2%引き下げを行いました。被保険者数の減少や高齢化、さらに医療の高度化などに加え、新型コロナウイルス感染拡大による影響も懸念されることから、国民健康保険財政を取り巻く環境の厳しいものであるため、今後も、引き続き医療費の適正化に努め、被保険者の皆様への負担増を抑えるよう取り組んでまいります。

②市独自で軽減策を講じることは、その財源を保険料の引き上げに頼ることとなるため、困難ではありますが、子どもの均等割については、国の責任において保険料軽減の支援制度が行われるよう全国市長会等を通じて国に要望を行っており、今後も引き続き行ってまいります。

③国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険料の滞納世帯には、特別の有効

期限を定めた短期被保険証が交付されます。また短期証世帯のうち、特別な事情もなく納期限から1年が経過するまでに保険料を納付しない世帯には、被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書を交付するとされています。このような規定は、滞納なく納付していただいている大多数の世帯との負担の公平や、健全な財政運営確保の観点から定められたものであり、本市としましては国民健康保険という社会保障制度の持続可能性の確保を図るため、やむを得ない、必要な措置だと考えています。

④「和歌山市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱」を定め、適用要件は免除の取扱いに関し、必要な事項を国基準に該当するように定めています。適用要件の緩和については、国基準に該当する世帯及び独自で外来の高額療養費の支給を受けることができる世帯に対しても実施できるように範囲を広げておりますので、窓口にご相談ください。

6. 介護保険について

- ①第8期介護保険事業計画策定にあたり高すぎる保険基準額の引き下げに努めていただきたい。
- ②要介護1～5を総合事業に移行させないでいただきたい。
- ③介護タクシーへの介護補助者同乗の基準を緩和し、利用者の意向を重視していただきたい。
- ④「同居家族がいる」というだけで、生活援助が受けられないという事例が続いています。正しいケアマネジメントを指導していただきたい。

健康局 保険医療部 介護保険課

①第8期における介護保険料については、現在、和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会での審議内容や、今後のサービス見込み量等を踏まえ、本市の介護保険事業に必要な額を算定しているところです。その上で、介護給付費準備基金を取り崩すなどし、保険料基準額が大幅に上昇しないよう努めてまいります。

②今般の見直しの趣旨は、要支援者及び事業対象者が要介護認定を受けた場合でも、本人の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能にする観点から、住民主体のサービスについては継続して利用できるようにし、選択肢の幅を広げるものです。要介護認定者の介護保険の給付については、これまでと変更はありません。

③介護保険制度における通院等乗降介助（いわゆる介護タクシー）は、移送を目的としたものではなく、訪問介護員が運転する車両への乗降等の介助を必要とする要介護者に対して行う「訪問介護サービス」であり、家族等（介護補助者）の同乗を想定したものではありません。なお、本市では、「要介護者の状態から病院内で診察時の対応の必要があり、家族の同行なしでは、通院の目的が果たせないこと」と

して、「通院等乗降介助における訪問介護員等の運転する車両への家族の同乗に関する基準」に基づき、ケアマネジャーがケアプランに位置付けることで家族の同乗を認めています。

④令和2年7月に「ケアマネジメント支援マニュアル」を改訂し、同居家族がいる場合の生活援助に係るケアマネジメントについて、間違っして認識されないような記述に改めました。また、地域包括支援課では、地域包括支援センター長会議で説明し、各圏域の介護支援専門員ネットワーク会議において周知いただくように伝えています。

7. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付困難者への延滞金については滞納の解決策には繋がらないだけでなく、市民をより追い込むことにつながるため、中止していただきたい。

健康局 保険医療部 国保年金課

保険総務課

介護保険課

【国民健康保険料】

延滞金については、納期内納付者との公平性を保ち、滞納の発生を未然に防止するために必要であると考えており、中止は考えておりません。しかしながら、窓口相談などで納付が困難との申し出があった場合は、その実情をよく聞き取り最も適切な対応を今後も引き続き行って参ります。

【後期高齢者医療保険料・介護保険料】

納期限内納付者との公平性の観点から、延滞金の徴収を中止することは考えていませんが、個々の実情を踏まえ、延滞金が増えていかないように、窓口相談等の対応を今後も行っていきたくと考えています。

8. 特別養護老人ホームの待機者解消のため、実態に見合った建設計画を立てていくとのことですが、現時点での具体的な計画を明らかにしていただきたい。

健康局 保険医療部 介護保険課

令和3年度から令和5年度までを計画とする第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、令和3年度及び令和4年度では、認知症対応型共同生活介護が各年度18床の計36床、令和5年度では地域密着型特別養護老人ホーム29床、及び特定施設入所者生活介護200床の整備を計画する予定です。

9. 発達につまずきのあるすべての子ども達が、少しでも早く療育に繋がるよう、保健センターでの親子教室を充実するとともに、公認心理師や臨床心理士、保健師を増員するための計画を明らかにしていただきたい。

健康局 健康推進部 地域保健課

4保健センターでは、公認心理師や臨床心理士などの専門職員が1歳6か月児健康診査時から就学前までの子どもの発達相談を行っており、子どもの発達の状況に応じて、児童発達支援事業所や医療機関を紹介したり、保育所や幼稚園に通う子どもについては園と連絡を取り情報共有を図っています。令和3年度は臨床心理士1名の増員予定でしたが採用に至らず、継続して専門職の確保に努めてまいります。

10. 野犬・野良猫・野生動物の住みつきやスズメバチの巣があるなど、空き地、所有者・管理者不明の空き家、ごみ屋敷等々、地域住民にとって危険や不衛生が及ぶ事象に対し、市が主体的に解決に取り組まれない。

健康局 健康推進部 生活保健課

野犬の捕獲については対応可能です。野良猫は法令上の捕獲対象ではないため、駆除目的の捕獲は不可能ですが、県条例に基づく地域猫対策制度を利用することで野良猫の繁殖を防ぐことが可能です。野生動物の駆除については、関連する法令を所管していないため、対応不可能です。スズメバチの巣の駆除は、巣のある土地や建物の所有者または管理者の負担で駆除業者に依頼するなどして駆除していただいています。保健所が窓口となり、相談者に対し駆除業者の情報等を提供しています。

都市建設局 建築住宅部 空家対策課

著しく危険や有害となる空き家については、財産管理制度の活用も視野に検討してまいります。今後は、そういった空き家の発生を未然に防ぐため、啓発活動にも努めてまいります。

11. 共同浴場について、全市民に対して料金や利用時間などについて、広報やホームページ等で周知し、市民なら誰でも利用できることを徹底していただきたい。

健康局 保険医療部 保険総務課

多くの皆様にご利用いただけるようホームページ等で周知していきます。

12. 学校給食調理場について、令和1年(2019年)の夏に調理従事者が暑さのため救急搬送されるなど、あまりにも劣悪・危険な作業場となっています。今年度の補正予算で、エアコンが設置されるということですが、今後も引き続き食品衛生法に基づく学校給食関係施設の監視指導について、より厳密に行い、特に夏場(6月～9月)の学校給食調理場の温度・湿度・換気管理が、1回300食未満の施設も含め、大量調理施設衛生管理マニュアルを順守するよう、全学校給食調理場に指導していただきたい。また、守られていない場合には、施設の整備改善等の行政指導を教育委員会に対して行っていただきたい。

健康局 健康推進部 生活保健課

今後も、全学校給食調理場に対し、食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を実施していきます。また、教育委員会に対しても、必要な指導や情報提供を行っていきます。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

調理従事者の暑さ対策として2020年度にスポットクーラーを各調理室に設置し、2020年度から2021年度にかけて給食調理室にエアコンを順次、整備し環境改善を図る予定です。また、2020年度に保冷庫を各調理室に設置し、衛生管理の向上に努めています。

福祉局

1. 国民の生活全般に大きな影響を与え、貧困をさらに拡大させる生活保護受給額の引き下げをしないよう国に求めていただきたい。

福祉局 社会福祉部 生活支援第1課

生活支援第2課

生活保護制度は国の制度であり、その基準については厚生労働省が定期的に家庭における経済的な負担を調整し、扶助の基準を示しているところです。本市といたしましては、国の指針に基づき生活保護制度の公正な適用をまいります。

2. 国の生活保護制度の不十分な点として、夏の熱中症対策について、エアコンの設置補助をすべての生活保護世帯にも広げるなど、市として積極的に進めていただきたい。また、電気代を気にせずエアコンのスイッチを入れられるよう、寒冷時期の冬季加算のような夏季加算を国に制度拡充を求めると同時に市独自で実施し、熱中症から守っていただきたい。

福祉局 社会福祉部 生活支援第1課

生活支援第2課

本市独自の補助制度については困難ではありますが、冷暖房器具の購入に要する費用をすべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること及び使用に係る電気料金相当分を扶助する夏季加算を創設することについて、全国市長会を通じて要望を行ってまいります。

3. 高齢者の外出支援事業について財源も含め市の検討内容を明らかにされたい。

福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

外出支援事業につきましては、利用者の利便性向上のため令和2年4月からバスカードをIC化しました。国の補助等、財源の確保を研究するとともに、今後も事業の充実を検討してまいります。

4. バスカードと公衆浴場回数券のどちらかの選択制は、今までの制度を大きく後退させ、市民の切実な声を無視したものです。どちらも使えるような制度に復活・充実していただきたい。また、どちらも使えるような制度に復活した場合、どれだけの予算が必要なのか明らかにしていただきたい。

福祉局 社会福祉部 障害者支援課

手帳所持者全体数に対し、例年公衆浴場利用券の利用率が5%を満たない状況であること及びアンケート調査結果から総合的に判断した上で、財源の効果的な配分のため、選択制を導入したものです。また、どちらも使えるような制度に復活した場合、23,148千円(公衆浴場利用交付金及びバス利用交付金)(令和元年度予算額)が必要となります。

5. 「こども医療費助成制度」の所得制限の撤廃と、助成対象を18歳までとしたい。

福祉局 こども未来部 こども家庭課

こども医療費助成については、経済的な理由により必要な医療を受けることができないことのないようにどの考えに基づき、限られた財源の中で、制度を安定的に維持継続していくため、助成対象の年齢は15歳までとし、一定の所得制限を設けて実施しているところです。

今後、こども医療費助成制度の所得制限の撤廃に向けて取り組んでまいります。対象年齢の拡充については、厳しい状況ですのでご理解をお願いいたします。

6. 障害者通園施設に通園している子どもの給食費の保護者負担の撤廃について、「障害者差別解消推進条例」の主旨よりも、他制度との均衡等を優先していることについて、その理由を明らかにしていただきたい。

福祉局 社会福祉部 障害者支援課

障害児の通所支援に関しては、利用者負担が過大なため必要な療育を受けられな

いということはありませんと考えています。

通所に係る自己負担については、世帯の所得に対する課税状況に応じての負担となり、非課税世帯は無料となっており、多子家庭についても軽減策が講じられています。

給食費については、障害児通園施設が通園する子どもに提供している給食に対する費用負担となりますので、保護者負担の撤廃は困難であると考えます。

7. IQの基準上限を超える子どもであっても生活能力が低く、日常生活に支障があり、援助が必要とされる場合には、必要な支援を受けることができるよう、療育手帳の交付基準の見直しを再度強く県に働きかけていただきたい。

福祉局 社会福祉部 障害者支援課

療育手帳は、和歌山県制度に基づいて交付しています。交付基準の見直しにつきましては、和歌山県に確認したところ、見直すことは困難との回答でした。

8. 視力障がい者が利用するふれ愛センターの調理室について、IH器具を2台使用してもブレーカーが落ちないような電気容量にしていただきたい。そのために必要な経費を明らかにしていただきたい。

福祉局 社会福祉部 障害者支援課

IH器具2台を使用する際、所定のコンセントを使用いただければブレーカーが落ちないように配慮して設置しております。

9. 磁気ループの貸し出しについてホームページだけでなく、市報わかやま等で常に周知すること。また、各コミュニティセンターなど市民が利用する施設の窓口に、磁気ループの貸し出し方法や設置している施設などを掲示していただきたい。

福祉局 社会福祉部 障害者支援課

磁気ループの貸し出しに関する周知について、幅広く利用していただくために、ホームページによる広報の他に各コミュニティセンター等の施設において、磁気ループの貸し出しに関する情報を広報するようしていきたいと考えています。

10. 児童館・福祉館については各条例の目的通り、全市民が利用できるよう申し込みや使用料などについて、広報やホームページに公表し、公共施設案内・予約システムに組み込み、インターネットで申し込みができるようにされたい。

福祉局 こども未来部 子育て支援課

児童館につきましては、8館設置しており、児童・生徒の健全育成の場として活用されています。使用については、和歌山市児童館条例及び施行規則において定めており、児童館の管理運営上支障のない限りにおいて児童及び児童の健全育

成を行う団体等に対して、書面での申請・許可を得たうえで使用を認めています。したがって、公共施設案内・予約システム等のインターネットを用いた使用申し込みについては、そぐわないと考えています。

今後も、公平公正を旨とし、地域に密着した施設として活用を図っていくことが重要であるとの認識の下、更に開かれた施設として、運営に取り組んでいきます。

福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

福祉館につきましては、6館設置しており、地域福祉の活動拠点として、多目的に利用できる施設となっています。各施設は地域の方々は、もとより、周辺地域の方々にも利用されています。

利用につきましては、和歌山市福祉館条例規則において、利用方法について定めており、市のホームページにおいて閲覧できるようになっています。

ただ、現状、福祉館においては、地域の方々はもとより周辺地域の方々、特に地域の高齢者の方々が、地域の集いや憩いの場として使用していることが多く、特定の目的で使用する方(団体)が申し込まれた際には、調整する必要があることから、面談での確認が望ましいため、インターネットを用いた不特定多数に対するの申し込みはそぐわないと考えています。

市民環境局

1. 全市民への総合的な人権施策を推進するために旧同和対策事業を中心に業務を行っている人権同和施策課は廃止し、公平・公正な人権施策を行われたい。

市民環境局 市民部 人権同和施策課

総務局 企画部 行政経営課

現在においてもインターネット上では差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の中では、現在もなお部落差別が存在すること、相談体制の充実や教育及び啓発の必要性について明記されています。こうしたことから同和問題をはじめあらゆる人権問題の解消に向け、啓発事業など必要な事業に取り組んでいかなければならないと認識しているため、人権同和施策課の廃止は考えていません。

2. 文化会館(隣保館)は条例の目的通り、全市民が利用できるよう申し込みや使用料などについて、広報やホームページに公表し、公共施設案内・予約システムに組み込み、インターネットで申し込みができるようにされたい。

市民環境局 市民部 人権同和施策課

文化会館（隣保館）は、社会福祉法に基づく社会福祉施設であり、国の隣保館設置運営要綱では、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行うものとするとしています。また、和歌山市隣保館条例第4条（隣保館の使用等）においては、「隣保館は、館務に支障のない限り隣保館とその目的を同じくする団体に、建物、設備その他の物件を使用させる。」と規程されており、団体又は使用目的を把握する必要があるためインターネットを用いた受付は難しいと考えます。

3. 地域住民が自然災害への不安等から反対し、自然環境や景観を大きく破壊するおそれのあるメガソーラー（巨大太陽光発電）計画については、事業者が断念するまであらゆる方策を講じられたい。また、日本遺産に認定された「葛城修験道」を含め、和泉山脈は和歌山市にとって貴重な里山であり景観の骨格をなすと位置づけられていることから、規制区域としていただきたい。

市民環境局 環境部 環境政策課

大規模な太陽光発電設備については、「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、生活環境の保全、景観その他の自然環境の保全の面から慎重に審査していきます。

産業交流局 農林水産部 農林水産課

林地開発につきましては、地域の方々の意見を十分尊重するとともに、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの観点から、慎重に判断し、県へ意見を述べてまいります。

都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

平成23年9月に策定した和歌山市景観計画の中で和泉山脈を含む丘陵・里山景観として、「市北部の和泉山脈と南東部の緩やかな丘陵に抱かれた地形は市街地の背景となる景観を形成し、市中心部を東西に流れる紀の川とともに本市の景観の骨格を形成する重要な要素」と位置付けております。また、平成28年9月に「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」を策定し、和泉山脈を含めた丘陵・里山の自然を保全するため、届出制度を運用することで適切に対応しております。また、太陽光発電設備等の設置については、「葛城修験の道」など地域の良好な歴史的景観資源への近接を避けるなど、「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」に基づき、適切に対応してまいります。なお、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」等を参考にし、本市の実情をふまえて、今後、本市の「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン」への反映を検討してまいります。

4. 粗大ごみの回収や家庭ごみの収集について、高齢者や障がい者の方への対応策を、もっときめ細やかに周知していただきたい。

市民環境局 環境部 一般廃棄物課

収集センター

粗大ごみの回収については、粗大ごみ受付センターへ申し込みいただければ、個別に回収に伺っています。また、家庭ごみの収集についても高齢者や障がい者の方に対して、「ふれあい収集」の制度を設けています。

粗大ごみの回収や家庭ごみの収集については、市のホームページやごみ情報サイト「リリクルネット」といったインターネット媒体、ごみに関する広報誌などで周知を図っています。

5. 菅首相は所信表明で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。この宣言を受けての市の具体策を明らかにしていただきたい。また、再生可能エネルギー推進の施策を早急に打ち出していただきたい。

市民環境局 環境部 環境政策課

首相の宣言を受けての今後の市の具体策につきましては、法改正等今後の国の動向を注視してまいります。

6. 核兵器禁止条約が来年（2021年）1月22日に発効されることが確定しました。恒久平和の実現のため世界が大きく動き出しています。人類史上初めて、核兵器を違法なものと定めた核兵器禁止条約を、唯一の被爆国として批准するよう、強く国に求めています。

市民環境局 市民部 市民生活課

2020年10月24日核兵器禁止条約の批准書・受託書を国連に寄託した国・地域が条約発効に必要な50か国に達し、条約が2021年1月22日に発効されることなど、国際状況に進展がみられたことから、核兵器廃絶への願いを伝えられる方法として、11月にヒバクシャ国際署名に署名しました。

7. 自衛官の募集に関して、事前の本人同意無しに公証力のある個人情報（住民基本台帳）の提供を行わないでいただきたい。自衛隊法及び同法施行令は「資料の提出を求めることができる」としているだけで、自治体に名簿提出の要請に応じる義務はありません。また、住民基本台帳法の第11条の「閲覧」には「提供」は含まれていません。住民基本台帳法の第37条1項の「提供」は、住民基本台帳に記録されている事項を統計等に利用する場合の規定であり、公証力のある個々具体的な個人の特定可能な資料の閲覧を認めた第11条と同様のものではありません。住民基本台帳法には、個人情報保護法第23条の『法令に基づく場合』のような例外規定がありませんので、本人の同意無しに第三者に公証力のある個人情報（住民基本台帳）を提供したり、宛名シールを作成・提供したりする行為は、住民基本台帳法に違反するものです。

市民環境局 市民部 市民生活課

和歌山市個人情報保護条例第8条第1項第2号の「法令又は条例に定めがあるとき」に自衛隊法施行令第120条は該当するので問題はないと考えております。また、住民基本台帳法については、市町村長は、自衛隊法第97条により「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて自衛隊法施行令に募集事務の一部（広報宣伝（施行令第119条）及び報告または資料の提出（施行令第120条））は、地方自治法施行令第1号の法定受託事務に当たるため拡大解釈ではございません。

和歌山市個人情報保護条例第8条第1項では、個人情報の提供を制限していますが、第2号では、法令に定めがあるときには提供することができる旨を規定しています。法令（自衛隊法施行令第120条）に基づき提供しようとするものであり、条例に基づく適正な情報提供です。なお、提供にあたり、本人の同意は必要とされていません。

産業交流局

1. 新型コロナの影響により、営業が非常に厳しくなっている中小業者・店舗・NPO法人等へ、市として、さらなる財政的支援を行っていただきたい。

産業交流局 産業部 商工振興課

新型コロナウイルス感染症により市内事業者は、深刻な影響を受けており、市としてもこれまで様々な事業を行ってまいりました。

一方で、依然として新型コロナウイルス感染症の収束に見通しがついていない状況にある中、引き続き、市内事業者の状況を注視しながら、必要な施策を講じていかなければならないと考えており、まずは、現在行っている事業の効果検証等を行ったうえで、今後どのような施策を実施しなければいけないか検討していきたいと考えています。

直接の資金的支援は難しいと考えられますが、「地域フロンティアセンター」では、登録した団体はミーティングルーム、フリースペース及び備品を無料で利用することができ、活動を継続するための拠点とすることができます。

また、ボランティアに関する相談や支援を引き続き実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る国等の支援策についても情報提供に努めてまいります。

2. 若い人の雇用を促進する魅力あるまちづくりをすすめることと同時に、流出の要因の一つになっている大阪府と差のある最賃（時間給）を改善し、流出をくい止めるようにしていただきたい。そのためにも、全国一律最賃制を国に強く求めていただきたい。

若年者の市内就職を促進するため、企業研究会やインターンシップ等の就職支援事業を開催し、市内企業の魅力発信およびマッチングの機会を提供しています。

最低賃金は、最低賃金法に基づき各都道府県労働局長が決定するもので、和歌山県の最低賃金は、令和2年10月1日から1円引き上げられ、831円となりました。労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定を図るため、事業者及び労働者に対し、最低賃金の適用周知に努めてまいります。

3. 市内の産業と中小業者の景気対策となる具体的な施策として、地元業者による住宅リフォームや商店リニューアルに対する助成制度について、経済効果だけでなく、行政課題の解決のために、創設していただきたい。

耐震改修とあわせた住宅リフォームや転居し三世代で新たに同居するための住宅をリフォームする場合の費用への補助、また、商店街が実施する店舗リフォームにも活用できる商店街魅力発信事業への助成制度があり、経済対策としての効果も期待しているところです。

住宅や店舗リフォーム助成制度については、経済効果だけでなく、行政課題の解決の観点も含めて、総合的に判断してまいります。

4. 2050年温室効果ガスゼロに向けて、再生可能エネルギー推進施策の一環として、また、地元経済効果として、家屋の屋根やビルの屋上へのソーラーパネル設置等について、地元業者施行に対する助成制度を創設していただきたい。

住宅用太陽光発電への助成制度は、長年実施しており、平成26年度末設置分までで終了しました。今後は、再生可能エネルギーの導入に関する国の補助制度等の情報提供など導入促進のための啓発に努めてまいります。

5. 軒並み赤字経営の稲作農家に対して、市独自の支援を積極的に行っていただきたい。

産業交流局 農林水産部 農林水産課

現在、本市では、国や県の制度を活用し、農業用機械や施設の導入等への支援を行うとともに、市独自の支援策として、遊休農地の解消への支援を行うなど、稲作農家に限らず、農業者全体において営農の継続及び所得の向上が図られるよう取り組んでいるところです。今後とも国等の制度を活用しながら、農業者への支援を行ってまいります。

6. 市民会館において、新型コロナウイルス感染拡大予防で密を避けるため、50%の入場制限となっています。そのため入場収益が半減しています。主催者や入場者に負担を強いるのではなく、当面の間、ホール等使用料及び付属設備・備品使用料について、半額にしていきたい。

産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課

ホール等各施設の入場者数については、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡において、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベントにおいては収容率の上限を100%としており、市民会館においてもガイドラインや事務連絡に基づきご案内をしております。

ホール等使用料及び付属設備・備品使用料については、入場者数に応じてご負担いただいているものではなく、入場者数を使用料の減免の判断の対象とはしていないところですのでご理解いただけますようお願いいたします。

都市建設局

1. 松島公園西南のJR松島踏切については、JR西日本和歌山支社との協議の進捗状況と今後の計画を明らかにされたい。

都市建設局 道路河川部 道路政策課

松島公園西南のJR松島踏切については、踏切拡幅等の安全対策について、協議を行った結果、踏切拡幅は困難であることから、現踏切内における安全対策をR3年度に行う予定です。

2. 国土交通省は全国調査の結果から、これまで自治体に示してきた「公営住宅管理標準条例案」を見直して連帯保証人の義務付けを行わないとする局長通知を平成30年（2018年）3月30日に各自治体に通知を行いました。早急に市営住宅入居希望者への連帯保証人制度の見直しを行っていただきたい。

都市建設局 建築住宅部 住宅第1課

公営住宅への入居に際しての連帯保証人の取扱いについては、事業主体の判断に委ねられています。連帯保証人制度は、緊急時の対応や債務問題解消のために必要と考えています。

3. 地域住民の居住の安定確保と同様に、全市民の居住の安定確保のために、空き家（約300軒）は、改良住宅条例に則り、公平・公正に全市民に公募していただきたい。

都市建設局 建築住宅部 住宅第2課

住宅第2課が所管する住宅は、歴史的・社会的背景によって生活環境の安定向上が阻害されてきた地域に対する社会施策を必要としている住宅です。今後とも生活環境の安定と向上を図るため、その実態と施策の必要性を的確に把握し、選考入居を適切に行う必要があると考えています。

しかしながら、今後の住宅行政については経済的・社会的な実態の変化に即して見直していかなければならないことも認識しており、必要に応じて検討してまいります。

4. 大学誘致等で若者を呼び込むのと同時に、市中心部に若者や学生が住める住宅確保の一つとして、民間住宅の活用及び家賃補助制度を講じていただきたい。

都市建設局 建築住宅部 住宅政策課

民間賃貸住宅を活用した借上げや家賃補助制度については、土地取得費、建設費等の初期投資を軽減し、公営住宅の地域的な偏在の是正が図れるというメリットがある一方、公営住宅整備基準への適合、契約終了時の入居者の退去の問題、空室が出た場合でも家賃を支払わなければならないことや、長期入居契約によるリスクなども考えられることから、今後、先進都市の事例などを研究してまいりたいと考えています。

5. 居住誘導区域において接続道路幅の緩和は、消火活動や防災面で大変不安で危険だと考えられるので、緩和策を見直していただきたい。

都市建設局 都市計画部 都市計画課

居住誘導地区内において、消防の救助工作車の通行に支障のない範囲で、開発区

域に接続する道路幅員も含め、開発許可基準を緩和しています。

6. 所有者・管理者不明の空き家、ごみ屋敷等々、地域住民にとって危険や不衛生が及ぶ事象に対し、安全安心のまちづくりとして、市が主体的に解決に取り組まれない。

都市建設局 建築住宅部 空家対策課

著しく危険や有害となる空き家については、財産管理制度の活用も視野に検討してまいります。今後は、そういった空き家の発生を未然に防ぐため、啓発活動にも努めてまいります。

7. 身体障がい者向け市営住宅について、入居者の状態や要望に対して、より丁寧な対応をしていただきたい。また、古い住宅についても必要なところは改修していただきたい。

都市建設局 建築住宅部 住宅第1課

個別の入居者に対応した住居の提供や改修はあまりにも、多種多様となるため、難しいと考えていますが、関係法令に基づき、時代のニーズに合わせて障害者に配慮した整備を進めてまいります。

企業局

1. 職員の異常な長時間労働是正のため、時間外勤務の要因等の分析を行い、業務の見直しの検討とともに、抜本的改善と技術継承のための人員・体制を確保していただきたい。

企業局 経営管理部 企業総務課

時間外勤務については、所属長による事前確認、事前命令及び事後確認を徹底し、時間外勤務の必要性や業務の推進方法等の見直しを積極的に検討するよう啓発を行っています。長時間の時間外勤務を行っている当該課とは、その改善に向けて協議・検討を行いながら、技術継承を図っていけるよう人員の確保に努めていくとともに、OJTや局内外での技術研修への積極的な参加など職員研修の場を充実させていきます。

2. 水道管の老朽管対策として、老朽管更新率を最低でも毎年0.76%になるように、更新事業の拡充と予算の確保をされたい。

企業局 水道工務部 管路整備課

管路整備を進める中で配水管更新事業を拡充し重点的に取り組んでいるところで

す。引続き管路更新率の向上に努めてまいります。

消防局

1. 消防職員について、消防力を維持するため、条例定数の人員を早急に確保していただきたい。

消防局 消防総務課

消防力を維持するため条例定数に近づけるよう努めてまいります。

2. 消火器について、家庭への半額補助は希望数に見合う予算を確保されたい。また、自治会への補助を実施されたい。

消防局 予防課

事業実績等を考慮し、予算計上してまいります。

住宅用消火器は、火災による被害を最小限に食い止める効果が認められる優秀な初期消火器具でありますので、火災が発生した場合、直ちに使用できる家庭内に設置していただけるよう、一般家庭への設置奨励を継続していく必要があると考えています。

3. 居住誘導区域において、防火水槽設置の免除規定等含め開発許可基準の緩和だけでなく、接続道路幅も緩和されていて、消火活動や防災面で大変不安で危険だと考えられるので、緩和策を見直していただきたい。

消防局 警防課

開発許可基準を緩和しても、防火水槽は適正に設置されており、消火活動に支障はありません。防火水槽は、消火活動の主たる消防水利と考えますので、今後も適正な設置に努めてまいりたいと考えます。

都市建設局 都市計画部 都市計画課

居住誘導地区内において、消防の救助工作車の通行に支障のない範囲で、開発区域に接続する道路幅員も含め、開発許可基準を緩和しています。

危機管理局

1. 新型コロナウイルスのような感染症と自然災害の複合災害への実効ある、災害計画、避難計画を早急に作成し、そのための人員・体制確保を行っていただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

コロナ禍における避難所運営については、国の通知等を踏まえ、感染拡大防止を考慮して運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営を担当する職員を対象に研修や訓練を行い、実効性を高めているところです。

また、避難所運営を担当する3人の職員はできる限り各避難所の地区に居住している職員を任命し迅速に対応できる体制を取っていますが、災害の状況に応じて被害状況調査員等も増員し対応してまいります。

なお、災害時避難所運営専門職員の配置は、困難であることから自主防災組織等と協力し避難所運営を実施できるよう、取り組んでまいります。

2. 災害対応力強化のために女性の視点をよりいっそう取り入れるため、市防災会議委員の女性委員比率を3割以上にしていきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

防災会議委員40名のうち、女性委員は5名となっています。

今後も、災害対応力の強化を図るため、女性委員の登用率向上に向け、引き続き関係機関と協議するとともに、女性団体等の意見も取り入れながら取り組んでまいります。

3. 発災時から災害後の市民の安全・安心・市民生活を守り応援するため、必要不可欠な職員・体制について職員増を含めて整えていただきたい。特に、災害時避難所開設運営等に1避難所3名の職員では、あまりにも少なすぎます。パーティション等の設営、避難者リストの作成、受付での感染症・要配慮者等のトリアージ、避難部屋の数に合わせた人員が必要です。24時間体制の避難所開設運営等に必要の人員確保のため、和歌山市内在住の常勤職員を増員していただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

災害時の避難所運営については、3人の避難所運営員を派遣し、被害状況に応じて地区内の他の避難所運営員や被害状況調査員なども増員して人員確保を行います。

災害時避難所運営専門職員の配置は、困難であることから自主防災組織等と協力し避難所運営を実施できるよう、取り組んでまいります。

4. 避難所開設・運営等を確実にを行うために、災害時のみ参集・派遣された市職員だけでなく、その地域を良く知っていて、すぐに行動がとれるように、災害時避難所運営専門職員を1避難所に複数名、避難所（現時点で103か所）近辺で任用・常備配置し、常日頃から周辺の自主防災組織や自治会、水利組合、消防団、避難所施設職員等との連携・合同訓練（机上含む）、避難所独自マニュアル作成・充実、備蓄品の点検など、いつ・どのような災害が起きても十分に避難所開設運営ができるようにしていただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

災害発生時、迅速に避難所開設・運営ができるよう、避難所運営を担当する3人の職員はできる限り各避難所の地区に居住している職員を任命し、毎年各担当の避難所を訪問して、施設管理者等と面談を行い、施設や避難所運営物品などの確認を行っています。

また、日頃から、地区の防災会議や防災訓練など地域の防災活動に参加して、地域の方々とのコミュニケーションを図るよう努めるとともに、市民の方に対しても、避難所運営について理解いただけるよう取り組んでまいります。

5. 災害時避難所においては国の制度や支援を最大限活用して避難所における生活改善と、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に取り組んでいただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

避難所での新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止物品などを購入し、感染症拡大防止対策に取り組んでいるところです。

6. 災害時避難所としてふさわしい施設となるよう、自家発電設備・エアコン設備を整え、下記の①～④のような基準を早急に作成し、整える準備をしていただきたい。

①受付票及び健康チェック票・要配慮者票、避難所用テント、マスク、手指消毒用アルコール、ハンドソープ、ウエットタオル、除菌アルコールタオル、ペーパータオル、ゴミ袋、物品用箱、防護服、フェイスシールド、非接触体温計、段ボールベッド、ブルーシート、エアマット、パーティション等間仕切りなどの備蓄。男女別トイレ、仮設洗濯場、簡易シャワー、仮設風呂の設置。毛布、タオル、下着、女性用生理用品、歯ブラシ、市販薬、携帯電話の充電器の購入。エアコン設置以外に冷暖房機器、サーキュレーターのリENTAL。① 受付票及び健康チェック票・要配慮者票、避難所用テント、マスク、手指消毒用アルコール、ハンドソープ、ウエットタオル、除菌アルコールタオル、ペーパータオル、ゴミ袋、物品用箱、防護服、フェイスシールド、非接触体温計、段ボールベッド、ブルーシート、エアマット、パーティション等間仕切りなどの備蓄。男女別トイレ、仮設洗濯場、簡易シャワー、仮設風呂の設置。毛布、タオル、下着、女性用生理用品、歯ブラシ、市販薬、携帯電話の充電器の購入。エアコン設置以外に冷暖房機器、サーキュレーターのリENTAL。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

災害時に避難所となる市立小・中・義務教育学校・高校にポータブル発電機を配備しています。また、エアコンの設置については、関係部局と協議してまいります。

感染防止対策物品については、現在整備中であり、毛布等その他の備蓄品については、和歌山市備蓄計画に基づき整備を行っているところです。

②授乳室、男女別着替え室、男女別物干し場の確保。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

授乳室や男女別更衣室については、施設管理者と協議して、あらかじめ施設毎に決めています。

男女別の物干し場については、避難所の開設状況を考慮して決めていくことになります。

③避難所での新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、JVOAD 避難生活お役立ちサポートブック等を参考にし、居住区分（ゾーニング）として、「感染者およびその濃厚接触者」「感染可能性の症状がある者」「高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者」「その他者」の区分確保。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

本市では、内閣府及び和歌山県の指針を基に新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る避難所運営マニュアルを作成しています。

特定非営利法人 JVOAD については、災害活動を専門とする団体であり、熊本地震等豊富な活動経験がある団体が作成した、新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブックは市民の方にもわかりやすく書かれているものであると認識していますので、啓発活動時等の参考にさせていただきます。

④介護職員の配置。ポータブルトイレの借り上げ費用、紙おむつやストーマなどの購入。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

介護が必要な避難者については、避難所での避難生活が困難と思われるため、関係部局と連携し、福祉避難所等で対応してまいります。

現在、備蓄品として高齢者用の紙おむつ等を備蓄しており、引き続き災害時における生活環境の向上に努めてまいります。

7. 災害時避難所においても、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止や、障がい児・者とその家族や高齢者が安心して避難・生活できるよう、障がい特性や高齢者特性への理解を熟知した職員を増員・配置していただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

避難所での新型コロナウイルス感染症等の拡大防止を図るため、感染拡大防止物品を購入するとともに、保健所等と連携し、避難所運営を行うよう取り組んでまいります。

また、小・中・高等学校などの指定避難所においては、予め施設管理者と協議し、空き教室などを高齢者や障がい児・者の方などの要配慮者スペースとして取り決めています。

8. 新型コロナウイルスの影響で政府が呼びかけた「分散型避難」で、自宅や親せき宅などに避難した被災者にも、支援物資や食料、情報が確実に届くように、拠点基地としての避難所体制を整えていただきたい。また、車中避難者にはエコノミー症候群にならないように、適度な運動や歩行を促すことができるように、避難所体制を整えていただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

災害時、物資の配給は、分散避難した方も、指定避難所で物資の配給を受けることになるため、分散避難の状況を、支部の避難所運営員及び自主防災組織等地域の各種団体と連携して状況を把握し、避難所運営を行ってまいります。

また、車中避難時は、エコノミー症候群になる恐れがあるため、適度な運動を行うなどの対処方法を啓発してまいります。

9. 災害時避難所、福祉避難所だけでなく、ホテルや旅館と協定し借り上げられる予算を確保し、発災時にすぐに借り上げられるようにしていただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

災害の状況によっては、ホテルや旅館といった民間施設を活用できるよう、あらかじめ協定を締結しています。

10. 大規模停電等ライフライン寸断情報について、いち早く行政がつかみ正しい情報発信ができるよう、広報車の運行や情報弱者世帯への対応などできるように、危機管理体制を抜本的に見直していただきたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

本市では、電力供給事業者と連携し、大規模停電等が発生した場合、迅速に情報が共有できる体制を整えています。市が把握した情報については、緊急時には関係機関と連携しながら、広報車等により地域の皆様に連絡がいきわたるように努めてまいります。

11. 個別受信機の貸与等、防災無線が聞こえない場合の対策をとられたい。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

現在、防災行政無線の可聴範囲を拡大するため、子局の新設、更新の再整備工事を進め、聞こえない地域の解消に努めているところです。

また、戸別受信機の設置については、必要と思われる福祉施設等について、防災行政無線の再整備とあわせて設置を進めてまいります。

12. 所有者・管理者不明の空き家対策について、防災・防犯の視点で、引き続き市が主体的に解決に取り組まれない。

危機管理局 危機管理部 地域安全課

適切に管理されていない空家等について、犯罪の温床となり、犯罪を誘発する危険性を秘めていることは否めません。このため、各地区の防犯活動を行っている地域安全推進員会からそのような空家等の情報があれば、関係機関に情報提供を行うなど連携してまいります。

都市建設局 建築住宅部 空家対策課

著しく危険や有害となる空家については、財産管理制度の活用も視野に検討してまいります。今後は、そういった空家の発生を未然に防ぐため、啓発活動にも努めてまいります。

教育委員会

1. 地域子ども会活動支援交付金について、市の要綱は「年間 50 日以上活動を行う」「指導員として 2 人以上を置く」「学習活動など 4 つの活動を行う」などの要件を満たすための条件に格差があることを改善しないまま作られたものであるため、交付要綱を見直されたい。

教育委員会 教育学習部 青少年課

和歌山市地域子ども会活動支援交付金交付要綱は、和歌山県青少年育成事業補助金交付要綱を基に作られたものであり、運用にあたり、和歌山県とは随時、協議してまいります。

2. 地区集会所は条例の目的通り、全市民が利用できるよう申し込みや使用料などについて、広報やホームページに公表し、公共施設案内・予約システムに組み込み、インターネットで申し込みができるようにされたい。

教育委員会 教育学習部 生涯学習課

地区集会所の運用等は各集会所の運営委員会に依頼しておりますので、利用の際は、運営委員会と相談していただいた上で、市民の生涯学習活動・社会教育の場として活用していただければと考えています。なお、現在のところ、公共施設案内・予約システムに組み込み、インターネットで申し込みができるようにすることは難しいと考えています。

3. ギャンブル依存症対策ということで、学校での教育を行うということですが、同じ自治体が I R によってギャンブル・カジノを持ち込むという「マッチポンプ」政策では、ギャンブル依存症を無くすことはできません。もちろん、依存症に対する教育を否定するものではありませんが、真のギャンブル依存症対策とは、カジノそのものを持ち込まないことでもあります。児童・学生に対してカジノは賭博であり、市としてカジノは持ち込ませないと、胸を張って教育していただきたい。

教育委員会 学校教育部 学校教育課

近年、喫煙、飲酒、薬物乱用、ギャンブル等による「依存症」が社会問題となっている中、学校教育においても従来から行っている物質依存についての学習に加え、ギャンブル等やゲームへの依存に関する学習にも取り組んでいるところです。児童生徒が依存症の危険性を理解し、それぞれの要因に適切に対処することができるよう、今後もギャンブル等依存症を含めた依存症に関する教育を進めてまいります。

市長公室 政策調整部 政策調整課

賭博行為は、国民の射幸心を助長し、勤労の美德を害すること、副次的な犯罪を誘発することなどから、社会の風俗を害する行為として処罰することとされており、

賭博行為は容易に認められるものではないことから、刑法で禁じられています。

なお、2018年に成立したIR整備法は目的の公益性等を踏まえて立案されており、IRにおけるカジノについては競馬、競輪などと同様、違法性阻却の要因が満たされ、刑法との整合性が図られているものと認識しております。

ギャンブル依存症については、家庭や学校で正しい理解がされるよう、今後も県と連携し取り組んでまいります。

4. 食育の向上のため、栄養職員の増員については、県への要望を強めるとともに少なくとも1校1人以上配置されたい。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」以上の対応は、なんら違法でも困難でもなく、市の判断のできるものですので、市としての判断で行っていただきたい。

教育委員会 学校教育部 教職員課

保健給食管理課

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(第8条の2)により、栄養職員は、児童数550人以上の学校に1人、児童数549人以下の場合は、4校に1人を配置しています。給食の単独実施校全校への学校栄養職員の配置は困難であります。引き続き各学校の実情を県に訴えてまいります。

市費栄養士の配置については、民間委託した学校に配置するようにしています。

5. 学校給食は無償とし、光熱費の一部保護者負担は直ちにやめられたい。多額の財源確保が必要とのことですが、計算された額の明細を明らかにしていただきたい。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

学校給食の無償化については、多額の財源確保が必要となりますので、これまでどおり学校給食法第11条に基づき行ってまいります。(給食無償化に要する経費 小学校 約840,000千円)

6. 中学校給食の全員給食について、デリバリー方式でなく、自校方式・親子方式で進められたい。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

中学校給食の全員給食について、自校方式・親子方式についても選択肢の一つとして検討します。

7. 就学援助について、支給単価の引き上げのみならず、対象を生活保護基準の1.8倍以下とされたい。また、新型コロナウイルスの影響を含めて、年度途中の申請については速やかに認定することとし、保護者に広く周知徹底していただきたい。

教育委員会 学校教育部 学校教育課

就学援助については、これまで支給単価の引上げに努め、令和2年度には国基準まで引き上げました。今後、経済的な理由で就学が困難となることがないように、制度の充実に努めていきます。また、制度の周知について、今年度は新型コロナウイルスの影響も含めて再周知を行い、速やかな認定に努めているところです。

8. 子どもの実態や地域住民・保護者の意向を重視し、学校の統廃合を進めないようにしていただきたい。

教育委員会 教育学習部 教育政策課

統廃合等の検討につきましては、地域の方々、保護者等、関係者への十分な説明と協議を行ってまいります。

9. AIを活用する方向性を打ち出していますが、他都市でも実施されている、少人数学級同士の同時双方向型遠隔授業開催などを行い、より幅広く多くの学童たちが交流や経験ができるようにしていただきたい。

教育委員会 学校教育部 学校教育課

現在、小中学校ではコロナ禍で制限がある中、さまざまな工夫をしながら学習を進めています。臨時休業中からオンライン学習を取り入れたり、実際の校外活動の代わりにリモートでの社会見学を実施したりしています。また、遠隔地の学校とリモートを繋いだ交流も実施しています。

今後も関係機関と連携しながらオンライン学習の在り方を検討していきます。

10. 特別支援学級の特別支援教育支援員・補助員、介助員をさらに増員していただきたい。

教育委員会 学校教育部 学校教育課

特別な支援を要する児童生徒が増加し、個別支援のニーズが高まる中、規模の大きい学校や、重度の障害のある児童生徒が在籍する学校には、更に配置人数を増やして対応できるよう、予算獲得に努力していきます。

11. いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する児童・生徒に組織的に対応するためにも、その要となるスクールソーシャルワーカーを国の目標である全中学校区への配置にむけて、さらなる増員の計画を明らかにしていただきたい。

教育委員会 学校教育部 子ども支援センター

スクールソーシャルワーカーについては、昨年度より2名増員し、全中学校区（義務教育学校含む18校区）に配置しています。今後、スクールソーシャルワーカーのより有効な活用が進むよう努めてまいります。

12. 学校図書館司書は教育委員会直接雇用の職員を1校に1人の配置にむけて、さらに増員していただきたい。

教育委員会 学校教育部 教職員課

教育学習部 読書活動推進課

平成28年度から学校司書を1名配置し、毎年度1中学校区の小・中学校図書館の環境整備を行ってきました。令和2年度からは学校司書を2名増員し、配置については、学校司書3名と読書活動推進課の司書資格を持つ職員1名の計4名で4中学校区とそれぞれの校区内にある9小学校及び伏虎義務教育学校に配置し、学校図書館の充実を図ってきました。

今後の学校司書の配置及び運用については、令和2年度の状況を見て、学校司書はもとより、地域の方々、保護者の方々の協力も得ながら、学校図書館の活性化と児童生徒の読書への関心を高める取組みを進め、学校司書の効果的な活用を検討していきます。

13. コミュニティセンターについて、条例に則り、より多くの市民や地域各種団体が利用できる施設とされたい。同時に未設置地域に早急に新設していただきたい。

教育委員会 教育学習部 生涯学習課

コミュニティセンターは、市民の生涯学習及び地域活動の振興を図るための施設として運用し、より多くの市民や地域各種団体が利用していただけるように努めております。

また、コミュニティセンター未設置地域につきましては、公共施設の移転等で生じた建物や跡地の利活用も含め、関係部局と連携を図りながら、設置について検討しているところです。

選挙管理委員会事務局

1. 高校生や大学生の投票の機会を増やすため、期日前投票所を高校、大学に設置されたい。また、主要駅や公共施設、大型商業施設なども含め、引き続き増設に努められたい。

選挙管理委員会事務局

期日前投票所については、現在、大型商業施設であるイオンモール和歌山を含む7箇所で開催しています。また、令和4年7月25日任期満了の参議院議員通常選挙執行までに紀の川以南の商業施設への新たな期日前投票所を開設すべく協議を行っているところです。投票機会の向上のため様々な方策を検討してまいります。

2. 投票率低下防止及び投票権を保障する手立ての一環として、他都市でも実施されてきている期日前投票における移動投票所（車）を実施されたい。

選挙管理委員会事務局

移動投票所（車）については、二重投票の防止や悪天候時の対応等、課題もでてきているのが現状です。今後、これらの課題克服の対応等を見極めながら研究をしてまいります。

3. 盲・ろうの方へ、投票時における介助の拡大、事前の情報提供の充実など、当事者等の声を聞いて、投票権を保障する点からも、引き続き適切な対応をされたい。

選挙管理委員会事務局

現在、介助等が必要な方については、事前に連絡をいただき個別で対応しているところです。引き続き、どのような対応が必要なのかを研究し、関係部局と協議しながら安心して投票できる環境づくりに努めてまいります。

4. すべての障害者、高齢者など体の不自由な人の投票権を保障するため、郵便投票の対象の拡大を引き続き国に働きかけていただきたい。また、郵便投票対象者に対して、郵便投票ができることの周知徹底を市からしていただきたい。

選挙管理委員会事務局

郵便投票の対象の拡大については、国において対象の拡大の方向で検討がされています。また、郵便投票制度の周知については、和歌山市のホームページ等で行っています。

5. 選挙制度の変更による選挙事務の作業量の増加、複雑化などに対応しきれていない状況を改善するために、効率的な事務事業への見直しだけでなく、選挙管理委員会事務局の職員を含め、市職員を増員していただきたい。

選挙管理委員会事務局

選挙制度の変更及び期日前投票所の開設箇所の増加により、事務量が増加・複雑化し、現在の事務局の体制では選挙の適切な管理執行に支障をきたすような状況がありますが、今後は選挙時の体制の確保と効率的な事務の遂行により対応していきたいと考えております。

